

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成25年 3月26日

岩手県公安委員会

委員長 藤原 博

岩手県公安委員会規則第3号

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則（平成24年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p><u>警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律</u>に基づく行政処分の公表に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、岩手県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。）に基づいて行った行政処分（以下「処分」という。）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(処分の公表)</p> <p>第2条 公表の対象となる処分は、次の表の左欄に掲げる法律の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる処分のとおりとし、公表する事項は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>			<p><u>警備業法等</u>に基づく行政処分の公表に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、岩手県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が警備業法（昭和47年法律第117号）、<u>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。）</u>及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。）に基づいて行った行政処分（以下「処分」という。）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(処分の公表)</p> <p>第2条 公表の対象となる処分は、次の表の左欄に掲げる法律の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる処分のとおりとし、公表する事項は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>		
法律	公表の対象となる処分	公表する事項	法律	公表の対象となる処分	公表する事項
警備業法	[略]	1 <u>認定証又は届出証明書の番号</u> 2 <u>処分を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地</u> 3 <u>当該処分に係る営業所、基地局又は待機所の名称及び所在地</u> 4 <u>処分の内容</u> 5 <u>処分をした年月日</u> 6 <u>処分の理由及び根拠となる警備業法又は探偵業法の条項</u>	警備業法	[略]	1 <u>認定証の番号</u> 2 <u>処分を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地</u> 3 <u>当該処分に係る営業所、基地局又は待機所の名称及び所在地</u> 4 <u>処分をした年月日</u> 5 <u>処分の内容</u> 6 <u>処分の理由及び根拠となる警備業法の条項</u>
			運転代行業法	第7条第1項の規定に基づく認	1 <u>認定証の番号</u> 2 <u>自動車運転代行業者の名</u>

				<u>定の取消し</u> <u>第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定に基づく指示</u> <u>第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定に基づく営業の停止の命令</u> <u>第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定に基づく営業の廃止の命令</u>	<u>称又は記号</u> <u>3 主たる営業所が所在する市区町村</u> <u>4 処分をした年月日</u> <u>5 処分の内容</u> <u>6 処分の理由及び根拠となる<u>運転代行業法の条項</u></u>
探偵業法	[略]		探偵業法	[略]	<u>1 届出証明書の番号</u> <u>2 処分を受けた者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地</u> <u>3 当該処分に係る営業所の名称及び所在地</u> <u>4 処分をした年月日</u> <u>5 処分の内容</u> <u>6 処分の理由及び根拠となる<u>探偵業法の条項</u></u>
(他の都道府県公安委員会が行った処分の公表等)		(他の都道府県公安委員会が行った処分の公表等)			
<p>第4条 公安委員会は、他の都道府県公安委員会から、公安委員会の管轄区域内に主たる営業所を設けている者に対し第2条の表の中欄に掲げる営業の停止の命令をした旨の通知を受けたときは、第2条の規定に準じて当該営業の停止の命令に係る公表を行うものとする。</p>		<p>第4条 公安委員会は、他の都道府県公安委員会から、公安委員会の管轄区域内に主たる営業所を設けている者に対し第2条の表の中欄に掲げる営業の停止の命令（<u>運転代行業法に基づくものを除く。以下同じ。</u>）をした旨の通知を受けたときは、第2条の規定に準じて当該営業の停止の命令に係る公表を行うものとする。</p>			
2	[略]	2	[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- この規則の施行前にした行為に対する自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づく行政処分については、この規則による改正後の警備業法等に基づく行政処分の公表に関する規則の規定は、適用しない。